

個別事項 I (既に定型的業務としてのまとまりがある業務のうち主なもの)

	主な事業・施設等	直営の理由・政策目的	直営・民間のコスト差	民間の担い手	委員の意見
<p>公権力の行使、行政判断を伴わない業務</p>	<p>定型的業務</p> <p>一般ごみ収集運搬業務</p>	<p>直営5割から3割へ移行した時の直営存続理由[平成15年]</p> <p>①ごみ行政のノウハウ継承</p> <p>②災害対応</p> <p>③委託業者への牽制</p> <p>④住民指導などは委託になじまない</p>	<p>一般ごみ1トンあたり収集運搬比較</p> <p>民間:18,221円/t 直営:34,929円/t</p> <p>コスト差:16,708円/t</p>	<p>・一般廃棄物収集運搬業者76社(うち、家庭ごみ取扱業者11社、H24年4月現在)</p> <p>・北九州市環境整備協会</p>	<p>・官民価格差が大きく、納税者の負担になっている。</p> <p>・平成15年の直営存続理由である、①ノウハウの継承はすべての事業について主張できることであり、行政改革の基本的理念(できるだけ財政負担を軽くする)に反している。</p> <p>・②災害対応は民間であっても災害協定等で対応可能である。</p> <p>・③委託業者への牽制は十分な競争状態とガバナンスによって、民間同士で価格、質の競争を行わせるべきものである。</p> <p>・これらは理由として認められないものであり、直営存続理由の抜本的な再検討とさらなる民間委託の推進を行うべきである。</p> <p>・可能な限り民間委託、つまりそれは全面民間委託である。</p> <p>・指定袋によりきれいに出されており、市民の側できちんとされているので、それを集めて焼却工場に持っていくのは民間で問題ない。</p> <p>・当然、全面委託化の方向であろう。</p> <p>・必然的にすべて民営化の方向になる。ただ、現在従事している人をどう処遇するかが問われる。対応できないなら民活の意味合いが薄れる。</p> <p>・現状の3割はよく努力していると思う。従事している人はテキパキとやっており、仕事にプライドを持ってちゃんとやっていると感じる。さらに知恵を出して、民営化を進めていけば市民の目線も変わってくるのではないかと。</p>
	<p>学校給食調理業務</p>	<p>● 学校給食については、H16年度から民間委託を実施し、H24年度で87校(委託率63%)となっており、今後も推進していく考えであるが、以下の理由から直営校が必要であると考え。</p> <p>I 学校給食の質の向上と確保</p> <p>①特別支援学校では児童生徒の障害に応じた給食(燕下食や押しつぶし食等の段階食)の提供を行っているが、児童生徒の体調の変化に伴う調理作業の急な変更への対応が委託業者では直接指揮命令できない</p> <p>②新献立の開発や調理業務修得のための訓練の場が必要</p> <p>II 委託業務の適正な履行管理</p> <p>①学校給食を安定的に提供するための学校規模、施設に応じた適正人員・作業効率の把握が可能</p> <p>②委託料の適正な価格設定と高騰の抑止が可能</p>	<p>1校あたり経費比較(H22～24年度平均)</p> <p>民間:790万円 直営:2,060万円</p> <p>コスト差:1,270万円(H19～21年度は1,100万円)</p> <p>※平成22、23年度は中学校給食を実施する大規模校を委託したため削減効果が高まった。なお、平成19～21年度は概ね1,100万円の削減効果であった。</p>	<p>今後の委託化については現在の業者でも対応可能(現在16社 市内8社、市外8社)</p> <p>※委託化推進上の課題</p> <p>・業者の人材育成(人材育成には時間を要するため、急激な委託化には業者のスタッフの確保が懸念される)</p>	<p>・官民価格差が大きく、納税者の負担になっている。</p> <p>・特別支援学校の特長性は認められる。</p> <p>・「適正な人員や委託価格等の把握が困難であれば直営で良い」との論理を認めると行政改革は進まない。むしろPFI給食センターの例などを参考にして、客観的にガバナンスする方法を考えるべきである。また、民の参入を認めれば競争原理はむしろ向上するはずである。</p> <p>・従って、特別支援学校の特長性以外の理由は薄弱であり、さらなる民間委託の推進を図るべきである。</p> <p>・常識的に考えて全面民間委託である。</p> <p>・なお、特別支援学校における児童生徒の障害の程度[にあった給食の提供等、調理の特長性から単独では難しいと考えられるため、他の施設とセットや近隣の自治体との協力等、民間委託できる環境を作るといった工夫が必要である。</p> <p>・全て民間で出来るはず。</p> <p>・特別支援学校の児童の場合、官の必要性は認められると思うが、病院の食堂との比較などいろいろな観点で考えるべき。</p>

個別事項 I (既に定型的業務としてのまとまりがある業務のうち主なもの)

	主な事業・施設等		直営の理由・ 政策目的	直営・民間の コスト差	民間の担い手	委員の意見
公権力の 行使、 行政判断を 伴わない業務	定型的 業務	学校給食調理業務				<ul style="list-style-type: none"> ・段階食は民間でもやっているのではないか。 ・子どもたちに安心して食べてもらうということを担保するために、一部は直営で残り、民間と対比できた方がいいのではないかと思う。一部残す意味もあるのではないか。 ・民を増やすのは必然だが、すべてではない。コストや効率性だけではないような気がする。
		直営保育所調理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市経営プランに基づく「公民パートナーシップの推進」の一環として、現在、直営保育所の保育所調理業務の民間委託化を推進している。 ・委託化の基準として、「調理員が2名欠員」となった時点で、民間委託化を行っている。 	1所あたりのコスト比較 民間:800万円 直営:1,580万円 コスト差:780万円	学校等における 集団給食の受託 業者 (現在4社に委 託)	<ul style="list-style-type: none"> ・官民価格差が大きく、納税者の負担になっている。 ・民間が参入しやすい条件を工夫しつつ、引き続き委託を推進するべきである。 ・常識的に考えて全面民間委託である。 ・なお、受託業者が困難ということから、他の類似施設とセットで民間委託するという工夫が必要である。 ・これといった直営の必要性は認められない。標準モデルのようなものを作ってやれば、保護者を納得させられるのではないか。 ・委託後のチェック能力も求められる。 ・手間や人手から考えてあまりうま味がない面もあるかもしれない。
	非定型 的業務	校務員	<ul style="list-style-type: none"> ・校務員の業務の中には、学校の運営にかかる業務(教職員の一人として校長の命を受け行う児童生徒の対応等)などその場の状況に応じ、臨機応変に対応しなければならない「非定型的な業務」がある。 この「非定型的な業務」については、指揮命令の面で偽装請負の問題が生じることから、現状では、同種の民間サービスが提供されていないものであり、嘱託化等を考えている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・「非定型的な業務」はすべての事務事業に存在し、この理由があれば現状のままで良いとするとすべての行政改革は行えない。 ・定型性をできるだけ高めるなど仕事のやり方自体を工夫していくべきである。 ・賃金基準を明確にした上での嘱託化の方向でいいのではないか。 ・コスト面で上限を決めておけば、民ではなく嘱託でもいいのではないか。 ・偽装請負の問題は避ける必要があり、嘱託化の方向でいい。 ・嘱託化なら問題ない。すばらしい人材はたくさんいるだろうし選び方をきちんとやるのが大事。

個別事項 I (既に定型的業務としてのまとまりがある業務のうち主なもの)

	主な事業・施設等	直営の理由・ 政策目的	直営・民間の コスト差	民間の担い手	委員の意見
公権力の行使、行政判断を伴う業務	環境業務指導員	<p>・業務内容に不法投棄の取り締まり等公権力の行使が伴うとともに、市民への適正排出指導や啓発、委託業者の業務履行確認や指導等、定型的でないものが含まれており、委託に馴染まないものである。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・この業務のすべてが公権力、非定型的とは言えない。 ・できるだけ仕事の内容を細分化して、公権力の行使とは言えないものや定型的なものを集めて委託できないかを検討すべきである。 ・将来的には再雇用・嘱託が考えられる。 ・公権力の行使を伴う業務は市が行うべきである。 ・公権力の行使に係る部分であり、官に残さないといけないだろう。 ・数が多いのではないか。

※上記以外の技能労務職が従事している業務	委員の意見
自動車運転手、自動車整備、守衛、渡船事業、斎場、防疫所、動物愛護指導員	

個別事項Ⅱ（民間事業として独立採算で行われている業務のうち主なもの）

	主な事業・施設等	直営の理由・政策目的	直営・民間のコスト差	民間の担い手	委員の意見
民間において独立採算で行われている事業	保育所	<p>①セーフティネット機能 (1) 重度障害児及び虐待児の受入 (2) 家庭支援保育所</p> <p>②非常時の拠点機能・災害対応 (1) パンデミック時、両親とも医療従事者等である児童の受入保育所として公的責務において開所 (2) 大規模災害時、避難所に公務員である保育士を派遣</p> <p>③子育て支援の充実 (1) 家庭保育員の連携保育所としての役割 (2) 親子通園事業(全国初)等の北九州市の独自施策の実施</p>	<p>定員120名モデル試算における保育所運営費比較</p> <p>民間(国基準): 9,500万円 直営: 1億5,000万円</p> <p>コスト差: 5,500万円</p> <p>※入所児童数、入所児童の年齢構成等によりコスト差は異なる。</p>	市内社会福祉法人: 88法人 (H24.4月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・官民価格差が大きく、納税者の負担になっている。 ・直営存続理由である保育所の機能は、全保育所が公立でなければならないとする理由とはならない。 ・一部の公立保育所を残す、民間保育所に対して価格差の範囲内で補助することによって公立保育所が果たしている機能を義務付けるなどの具体的な工夫を検討すべきである。 ・民間が担えない場合は、安定的に保育サービスを提供する観点から、行政が行うべきである。 ・障害者などに関しては、民でできるからという問題ではないと思う。官が押し付けているようになってはいけない。 ・重度障害児及び虐待児を預かる、守るという機能は官に必要だと思う。 ・基本は民間であるが、特殊な事情など官が行わなければいけないところは官が行うべきである。 ・現状は民間でも担い手がない環境では官が行うのであろうが、基本は民であり、業者を育てる位の考え方を持つべき。継続的に問題提起していけば、どこかで意欲を示す人・グループが出てくるのではないか。

個別事項Ⅱ（民間事業として独立採算で行われている業務のうち主なもの）

	主な事業・施設等	直営の理由・政策目的	直営・民間のコスト差	民間の担い手	委員の意見
民間において独立採算で行われている事業	幼稚園	<p>I 直営の理由・政策目的 市立幼稚園では、国や県、市からの委嘱を受け、下記の研究実践を率先して行っており、その成果を公開保育や私立幼稚園との合同研修などを通して発信することで、本市幼児教育の維持・向上に役立てている。</p> <p>① 教育課程、指導方法の研究</p> <p>② 特別な支援を要する子どもの受け入れと教育の研究実践</p> <p>③ 保護者への支援のあり方、保育所や小学校、地域との連携のあり方などモデルとなる取り組みを含む研究実践</p> <p>また、毎年度、教育委員会が主催する新採幼稚園教諭研修や幼稚園主任研修等に私立幼稚園教員を積極的に受け入れ、市立幼稚園で研究・作成した教材を活用した研修を行っている。</p> <p>※市立幼稚園を全廃した場合、公の施設の役割として市立幼稚園が担ってきた上記のような研究実践機能の確保が懸念される。そのため、国における幼保一体化の動きを見つつ、必要な数を残すべきと考えている。</p> <p>II 国の幼保一体化の動き 今国会で審議が始まった「総合こども園」の創設を柱とする「子ども・子育て新システム」では、市が地域における学校教育・保育等の需要を調査のうえ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づいて必要な施設・事業の整備を行うこととなる。このため、新システムが開始された場合は、この事業計画策定の中で公立幼稚園のあり方等も検討する必要がある。</p>	<p>1 本市では私立幼稚園の運営費を把握出来ない。（私立幼稚園の所管は県）</p> <p>2 公私立幼稚園の運営費の単純比較は困難（園毎の定員規模や実施しているサービス内容など運営状況が千差万別）</p>	<p>市内学校法人：82法人</p> <p>※民間の担い手としては学校法人が考えられるが、下記の理由から積極的な担い手が現れることは期待できない。</p> <p>1 公設民営は認められていない（学校教育法第5条）</p> <p>2 そのため民営化には土地、建物の譲渡または貸付が必要</p>	<p>・価格差がどれほど大きくても直営が妥当であるとは論理的には言えないので、民間幼稚園のコストを把握が必要である。</p> <p>・研究実践機能等を担う市立幼稚園を一部残せば足りる。</p> <p>・受益者の権利への配慮と、納税者にとっての行政改革の必要性のバランスを考えた検討を行うべきである。</p> <p>・教育機関である幼稚園を全面民営化は考えられない。但し、子どもの数や地域的なことを考えると合理化は必要である。</p> <p>・民間が担えない場合、安定的に保育サービスの提供を担保する方法として、幼保一体化の教育のモデルケースとして実践することが考えられる。</p> <p>・「総合子ども園」の動きを見ながら判断していくことになる。</p> <p>・必要性は理解できるが、内容とか数とか見直しが必要ではないか。</p> <p>・幼児教育は重要であり、公立の良さ、私立の良さは、選択肢として両方あってもいい。</p>

個別事項Ⅱ（民間事業として独立採算で行われている業務のうち主なもの）

	主な事業・施設等	直営の理由・政策目的	直営・民間のコスト差	民間の担い手	委員の意見
民間において独立採算で行われている事業	病院	・救急医療・小児医療・周産期医療等の医療提供体制を維持・確保	（一般会計からの繰出金） 約42億円 ※総務省の定める繰出基準に基づくもの	総合的な病院：市内11病院	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療・小児医療・周産期医療等不採算分野の医療提供体制を維持・確保するためには、現状の体制から一切見直しができないとなると、一般会計の負担は減らない。 ・できるだけ機能を維持しつつできるだけ負担を減らす方策を検討するべきである。 ・（全国的な）医師不足を考えると現状維持。 ・42億円の繰出金は、市民感覚として金額が大きい。どういところでお金がかかっているのか。基本は独立採算であり、この金額を小さくするためにどうするかを考えなくてはいけない。
	市営バス	<p>①市民の生活の足であるバス路線網の安定的な維持（不採算路線の維持）</p> <p>※現在は、交通局の収益による補填で赤字路線の維持を行っている。 ※市内の民間事業者運行エリアでは、この9年間で約105kmの路線が廃止されている。</p> <p>②教育・福祉・産業政策等の行政施策との連携（通学支援便・福祉優待乗車証・響灘臨海工業団地通勤便等）</p>	<p>実車走行距離当たり経費【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部九州民間事業者 平均：358.4円/km ・交通局：357.6円/km <p>コスト差： △0.8円/km</p> <p>※北部九州民間事業者平均は、国土交通省「乗合バス標準原価表」出典</p>	大手民間バス会社1社 ※平成14年の乗合バスの規制緩和後も、市営バスの運行エリアには民間事業者の参入がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の老朽車両、営業所の更新経費や職員の退職金負担などを含めて、普通会計からの繰り出しが不要な状態を維持するよう経営努力に努められたい。 ・コストが民より安いことから、経営努力により黒字の間は現状のままと考える。 ・コミュニティバスや乗り合いタクシーのようなもので対応することはできないのか。 ・一つの経営体として、31人の正規職員と128人の嘱託という人員構成で維持しているのは気になる。何年も続けられるのか疑問。
	障害福祉施設	・全ての市立障害福祉施設は指定管理者制度を導入しており、「市立総合療育センター」などの一部の施設を除き、条件の整った施設から順次民間（社会福祉法人等）委譲を進める方向である。			<ul style="list-style-type: none"> ・総合療育センターの業務を細分化し、他の施設に移管する、部分的に委託するなどの工夫を検討されたい。 ・民間委譲も含めていつまでに何を進めるかの具体的なロードマップを作成されたい。
	老人福祉施設	・民間譲渡が可能な公設老人福祉施設を平成22年度に、民間社会福祉法人への有償譲渡を行い、平成23年度から民間事業主による運営を開始している。			<ul style="list-style-type: none"> ・「民間譲渡が可能でない」とする判断を抽象的に行うのではなく客観的かつ具体的にを行うとともに、細分化により部分的な委託を工夫されたい。

個別事項Ⅲ(公の施設の管理)

	主な事業・施設等	直営の理由・ 政策目的	直営・民間の コスト差	民間の担い手	委員の意見
公の施設の 管理	指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や業務内容から外部に委ねるべきではないもの ・制度を導入しても、サービス向上や施設運営の効率化が望めないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度導入によるコスト削減効果約27.4億円(H15～22年度の累計) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人その他の団体(法人形態、業種は多様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の公共施設は他の政令市に比して市民一人当たり面積が大きく、市民負担を大幅に増やさない限りすべての施設を現状のまま維持することは不可能と目されることから、指定管理者の導入によって足りるとするのではない。 ・まず、統廃合、用途転換・複合、規模見直しなど抜本的な再編が必要である。 ・そのため、公共施設マネジメントの答申において検討を行う。